

イギリスの大学・高等教育における学外試験委員制度の再構築へ向けて  
—QAA 文書「学外試験委員制度」を中心に—

Towards Reconstruction of External Examining  
in the UK Higher Education Quality Assurance System:  
with special reference to QAA's *Code of Practice for the Assurance of  
Academic Quality and Standards in Higher Education: External Examining*

安原 義仁

YASUHARA Yoshihito

1. はじめに .....	33
2. 学外試験委員制度をめぐる最近の動向 .....	33
3. QAA 文書「高等教育における質と水準の保証に関する実際」 .....	35
4. 学外試験委員制度に関する一般原則 .....	36
5. 学外試験委員の役割 .....	36
6. 学外試験委員の選任 .....	37
7. 学外試験委員の研修・訓練 .....	38
8. 学外試験委員の活動 .....	39
9. 学外試験委員報告書 .....	39
10. 学外試験委員報告書の学内での取り扱い .....	40
11. 学外試験委員へのフィードバック .....	40
12. おわりに .....	41
ABSTRACT .....	42

# イギリスの大学・高等教育における学外試験委員制度の再構築へ向けて —QAA 文書「学外試験委員制度」を中心に—

安原 義仁\*

## 1. はじめに

イギリスでは第三者評価機関による「大学評価」は、基本的には研究評価 (Research Assessment Exercise, RAE) と教育評価 (Teaching Quality Assesment, TQA ないし Academic Review) の二本立てで実施されている。このうち教育評価に関しては第三者評価 (external quality assurance) とは別に、各大学・高等教育機関による独自の自己点検・評価 (Institution's internal quality assurance process) があり、第三者評価が始まるずっと以前から行われてきた。<sup>1</sup> それは今日、第三者評価の前提となっているが、それと直接に連携したのではなく、学位授与権を有する独立の自治法人団体としての大学・高等教育機関が、自ら提供する教育および授与する学位・資格の質と水準を保証する装置として独自に築きあげてきたものであった。その自己点検・評価の中心とされてきたのが学外試験委員制度 (External Examiner System, External Examining) である。<sup>2</sup>

近年、高等教育質保証機構 (The Quality As-

urance Agency for Higher Education, QAA) による教育評価は、大学・高等教育機関の自己点検・評価を重視した方向へと大きく転換しつつあるが、その過程であらためて学外試験委員制度が注目の的となり、QAA は独自の文書を作成・公表して学外試験委員制度の見直しと再構築をはかる方針を打ち出した。第三者評価と自己点検・評価との関係の新たな展開といえよう。

本稿ではこの学位試験委員制度に関する QAA の文書「高等教育における質と水準の保証に関する実際—学外試験委員制度—」(Code of Practice for the Assurance of Academic Quality and Standards in Higher Education: External Examining) をとりあげ、その内容を紹介する。そのことを通じて、QAA が学外試験委員制度をどのように認識し、どの方向へ向けて再構築しようとしているのかを探ることにしたい。

## 2. 学外試験委員制度をめぐる最近の動向

QAA 文書についてみてゆく前に、学外試験委員制度をめぐる最近の動向と同文書が公表されるに至った背景及びその性格について概観しておこ

\* 広島大学大学院教育学研究科 教授

<sup>1</sup> イギリスの大学評価の基本的構造および教育評価の具体的な仕組みについてはさしあたり拙稿「イギリスにおける大学評価の新展開—高等教育水準保証機構 (QAA) のゆくえ—」『IDE 現代の高等教育』No.401, 民主教育協会, 1998年, 同「第三者評価で大学はどう変わるか—イギリスの事例から—」米澤彰純編『大学評価の動向と課題』(高等教育研究叢書 62), 広島大学大学教育研究センター, 2000年, 同「イギリスの大学評価—イングランド高等教育財政カウンシル (HEFCE) による教育評価の仕組み—」大南正瑛他編『大学評価 文献選集』エイデル研究所, 2003年を参照。

<sup>2</sup> 学外試験委員制度については拙稿「イギリス高等教育の水準維持方式—学外試験委員の役割—」『高等教育研究紀要』第11号, 高等教育研究所, 1990年および村田直樹「学士号の水準: 英国の苦悩—“Graduate Standards Programme”にみる英国の学士像—」『IDE 現代の高等教育』No.405, 民主教育協会, 1999年を参照。森嶋通夫『イギリスと日本—その教育と経済—』岩波新書, 1977にはその実際の様子が描かれている。なお, 1833年にダラム大学で始まった学外試験委員制度の1980年代までの歴史は Silver, H., 'External Examining in Higher Education: A Secret History' in Aldrich, R. (ed.), *In History and in Education: Essays presented to Peter Gordon*, London, 1996.によって知ることができる。また, 試験の実施や学位の審査・授与に第三者を関与させるようになったイギリス高等教育の基本原則とその歴史的変遷を知るうえで不可欠の文献として Rothblatt, S., 'Historical and Comparative Remarks on the "Federal Principle" in Higher Education' Rothblatt, S., *The Modern University and its discontents: The fate of Newman's legacies in Britain and America*, Cambridge, 1997.がある。

う。

イギリスでは大学・高等教育機関が授与する学位・資格の質と水準を保証するための装置として、学外試験委員制度が慣行として広く採用されてきた。1830年代に始まったこの慣行は、学位授与権を有する自治団体としての大学・高等教育機関が、相互に協力しつつ生み出し発展させていった、他の国々にはほとんどみられないイギリス固有のものだとされる。<sup>3</sup> 大学・高等教育機関が提供する教育および授与する学位・資格の質と水準に対して責任を有するのは個々の大学・高等教育機関であるという前提のもとに、当該機関の関係者のみではなく他大学等の専門家にも学外試験委員 (external examiner) として試験の実施や学位審査に関与してもらうことによって、より厳格かつ公正に教育 (端的には学位・資格) の質と水準を保証しようというのがその趣旨であった。学外試験委員には、独立の客観的な立場に立つ当該学問領域の専門家として、設定された教育の水準や学生の学業達成度等について大学・高等教育機関に助言する監視役としての役割が期待されたのである。

学外試験委員制度の主要な目的は、一般に、委員が担当するよう任命された学問領域において、当該の大学・高等教育機関が授与する学位・資格の水準が全国的な比較の観点からみて適切なものであるかどうかを確認すること、学位・資格の授与に至る一連の評価過程が規則にしたがって公正かつ厳格に実施されているかどうかを点検すること、である。このことに加えて、大学・高等教育機関によってはその他の責任・役割を学外試験委員に委ねている場合もある。このことから窺えるように、学外試験委員制度は慣行として発展してきたものであり、その規定と運用の実際は個々の大学・高等教育機関によって大きく異なるのが実状であった。また、学外試験委員制度が実際に

正しく機能しているかについて疑問視する声もあった。

1980年代以降、大学・高等教育の質と水準の保証・維持と向上・改善をめぐる論議の中で、そしてまた1993年から始まった第三者機関による教育評価の試行錯誤の中で、学外試験委員制度を見直して活用しようとの動きはいくつかみられた。1986年に公表された大学学長委員会 (CVCP) による『大学における教育水準』(レイノルズ報告書) もその一例であり、同報告書は大学による自主的な教育の質と水準の保証装置としての学外試験委員制度に着目した。<sup>4</sup> しかし、学外試験委員制度があらためて大きく取り上げられる契機となったのは、1997年に全英高等教育調査委員会報告書 (デアリング報告書) が公表され、その中で高等教育の質と水準の保証の新たな枠組みの構築が提示されたことであった。これを受けて QAA は学位・資格の全国的枠組みの構築など一連の作業に従事する一方<sup>5</sup>、大学・高等教育機関に多大な労力と時間を要求するものだと批判の声が高かったそれまでの教育評価の方式を見直し、新たな教育評価システムへの転換をはかった。それは、学科ごとの学問領域別評価 (subject review) の比重を大幅に減らし、各大学・高等教育機関が自ら提供する教育の質と水準を保証するためのメカニズムをどのように整えているか、それは正しく機能しているかどうかをチェックする機関監査 (institutional audit) へ重点を移すというものであった。個々の大学・高等教育機関自身の自律性尊重と主体的な取り組みを重視したいいわゆる「負担の少ない評価」(‘lighter touch’) への転換である。新たな教育評価システムへの転換は自治団体としての各大学・高等教育機関の主体的取り組みを前提とし要請する。こうして学外試験委員制度の見直しがあらためて焦点として浮上するに至ったのである。

<sup>3</sup> Silver, H., op. cit., p.188.

<sup>4</sup> Committee of Vice-chancellors and Principals (CVCP), *Academic Standards in Universities: Universities' methods and procedures for maintaining and monitoring academic standards in the content of their courses and in the quality of their teaching*, July 1986.このレイノルズ報告書については拙稿「イギリスの大学評価—大学の個性化へむけて—」『文部時報』第1341号、ぎょうせい、1988年10月を参照。

<sup>5</sup> デアリング報告書についてはさしあたり拙稿「デアリング報告書と英国高等教育の行方」『大学時報』第48巻264号、1999年1月を参照。同報告書の勧告を受けて QAA が構築した学位・資格の全国的な枠組みに関しては吉川裕美子「イギリス高等教育の学位統一への動き—高等教育資格枠組み導入の背景、概要、展望—」『学位研究』第14号、大学評価・学位授与機構、2003年に詳しく述べられている。

### 3. QAA 文書「高等教育における質と水準の保証に関する実際」

イギリス高等教育質保証機構（QAA）は2000年1月、「高等教育における質と水準の保証に関する参考規範」（*Code of Practice for the Assurance of Academic Quality and Standards in Higher Education*）と題する文書を公表した。これは高等教育における質と水準をいかにして保証するかというテーマに関し、大学・高等教育機関に対するガイダンスとして作成されたものである。その契機となったのは、上述のとおり、高等教育調査委員会報告書（*The Reports of the National Committee of Inquiry into Higher Education and its Scottish Committee*、いわゆるデアリング報告書とガリック報告書）の勧告及びその勧告を受けて構築された、高等教育の新たな質保証の全英的枠組みであった。同文書は高等教育の質と水準の管理（management）に関わる一連の事項を包括的に取り扱っており、各大学・高等教育機関が自ら提供する教育プログラムや学位・資格の質と水準を保証するシステムを構築するに際し、「権威ある標準参考資料」（an authoritative reference point）となるようにとの期待を込めて作成され公表された。イギリスでは、まず各大学・高等教育機関がその教育の質と水準および質保証システムの有効性について点検・評価する（verification）独自のシステムを持つべきだというのが広く認識されている原則であり慣行となっており、QAAはこのことを十分に考慮したうえで、関係者の意見や助言を取り入れながら、各大学・高等教育機関を支援する立場で同文書のとりまとめにあたったのであった。

本稿で取り上げる文書「学外試験委員制度」（External examining）は、この「高等教育における質と水準の保証に関する参考規範」の一部を構成する第四のセクションに位置づけられたものである。<sup>6</sup> 本文と付録をあわせて全文19頁で、一般原則、学外試験委員の役割、学外試験委員の選任、学外試験委員の研修・訓練、学外試験委員の活動、学外試験委員報告書、学外試験委員へのフィードバックの7つの項目の下に計16の勧告とガイダンスが提示されている。<sup>7</sup> 勧告は各大学・高等教育機関が学外試験委員制度を効果的に運用するにあたっての重要な留意事項をQAAが示したもので、そして勧告に付せられたガイダンスはその具体的な説明となっている。QAAは、ガイダンスはあくまで各大学・高等教育機関がそれぞれの必要や状況、伝統や慣行にしたがって効果的な学外試験委員制度を構築し運用していくための参考とされるべきものであって、画一的に遵守されるようなものではないとしつつ、ガイダンスによって学外試験委員制度の良き慣行（good practice）が形成されていくことになろうと期待している。

QAAによる第三者教育評価の過程で、上述の勧告については、各大学・高等教育機関においてそれらがどの程度受け止められ、教育の質と水準の保証に役立てられているかが検討され報告されることになる。一方、ガイダンスについては、論議の際のてがかりとされることはあるが検討や報告の対象にはならない、というのがQAAの立場・方針である。「学外試験委員制度は、自治によって運営される大学・高等教育機関において、全英的な観点から一定の教育水準を維持する主要手段の一つ」<sup>8</sup> であり、学問領域別学位水準基標（subject benchmarking statements）<sup>9</sup>、学位・資格

<sup>6</sup> 参考までに記せば、参考規範は1 Postgraduate Research Programmes, 2 Collaborative provision, 3 Students with disabilities, 4 External examining, 5 Academic appeals and student complaints on academic matters, 6 Assessment of students, 7 Programme approval, monitoring and review, 8 Career education, information and guidance, 9 Placement learning, 10 Recruitment and admissions の計10のセクションから成っており、すべてQAAのホームページ <http://www.qaa.uk> に掲載されている。

<sup>7</sup> 付録1は勧告（本文のみを掲げている）、付録2は学外試験委員制度に関する参考規範の作成に従事したワーキング・グループの委員名簿（大学・高等教育機関関係者、QAA関係者、大学学長委員会（CVCP）等の代表計13名で構成され、委員長はQAAのMr Peter Williams）、付録3は学外試験委員とQAAの教育評価に従事する academic reviewers 両者それぞれの役割の相違についての覚え書きとなっている。

<sup>8</sup> QAA, *Code of Practice for the Assurance of Academic Quality and Standards in Higher Education, Section 4: External examining*, January 2000, p. 3.

<sup>9</sup> 学問領域別学位水準基標については拙稿「イギリスの成績評価と学位の水準保証—学問領域別学位水準の基標化—」『IDE 現代の高等教育』No.449, 2003年5月号を参照。

の全国的枠組み (national qualification frameworks), 学位プログラムの特定化 (programme specifications) など QAA が開発した高等教育の質と水準に関する一連の基準・枠組みの中で有効に機能させることが期待されているのである。なお, QAA は2001年秋以降, すべての大学・高等教育機関が上述の勧告に沿って学位試験委員制度の見直しを行うようにとの期待も表明している。以下, 学外試験委員制度に関する QAA 文書の内容についてみてゆこう。

#### 4. 学外試験委員制度に関する一般原則

学外試験委員制度が果たすべき機能として QAA が期待するのは, 大学・高等教育機関が以下の諸点について保証するのを支援することである。すなわち①各大学・高等教育機関が授与する個々の学位・資格 (およびその一部の要素) に関して, その水準は然るべき一定のものに設定され維持されているかどうか, そしてまた学生の学業達成度はその水準に照らして適切に判断・評価されているかどうか, ②評価のプロセスは設定された当該教育プログラムの目的・水準に照らして公正かつ厳格に行われているか, ③各大学・高等教育機関は自らが授与する学位・資格の水準を他大学等のそれらと比較しうるか, の三点である。そして QAA は, 学外試験委員制度に対する信頼をイギリス国内全域にわたって促進するため, 学外試験委員すべてに要求される一連の機能を次のように整理し, 勧告1として提示した。

勧告1 各大学・高等教育機関はその学外試験委員に対し, 専門家としての判断において, 以下の諸点について報告するよう要求すべきこと。

(1) 公表されている学問領域別学問水準基票 (national subject benchmarks), 学位・高等教育資格の全国的枠組み (national qualifications framework), 各機関において策定した教育プログラムの特定化 (institutional programme specifications) その他関連する情報に照らして, 当該大学・高等教育機関が設定した教育水準は学位・資格ないしその一部の要素を授与するに適切なものかどうか。

(2) 当該学外試験委員が担当するよう任命さ

れた教育プログラムないしその一部における学生の学業達成度の水準, およびイギリスの他の大学・高等教育機関で提供されている類似の教育プログラムないしその一部における学生の学業達成水準との比較。

(3) 学生の学業達成水準の評価, 試験および学位・資格授与の過程はどれ程堅固・健全なものとなっているか。また, 実際, どの程度厳正に実施されているか。

#### 5. 学外試験委員の役割

学外試験委員の主要な役割は教育プログラムおよび授与される学位・資格の水準を保証することにある。ただし, それに抵触しない範囲で各大学・高等教育機関が学外試験委員にその他の役割の遂行を依頼することは妨げない。こうした考えから QAA は次の勧告を行っている。

勧告2 各大学・高等教育機関は, 学外試験委員に委託する種々の役割, 権限, 責任を明確に告示すべきこと。

勧告2に関し QAA は, 学外試験委員が果たすべき機能を検討するに際して, 各大学・高等教育機関が学外試験委員の活動・役割を以下の諸点との関連において正しく位置づける必要を指摘している。①大学・高等教育機関としての独自の教育水準の設定 (専門職団体等との関連を含む), ②それらの水準の維持と確認, ③教育プログラム及びその構成要素の企画・立案, ④評価に関する方針・手続きの健全性およびその開発についての検証, ⑤学生の学業達成水準の評価。なお QAA はこれらの諸点について, 学外試験委員すべてに妥当するものと, 必要に応じ各個別の教育プログラムに関わるものの二つに分けて検討すべきだとしている。

以上の事柄をふまえたうえで, 学外試験委員の役割が検討されることになるが, その際に大学・高等教育機関が検討すべき事項として QAA は以下の諸点を挙げている。①採点・成績評価において学内試験委員とは別個に独自の判断を下すのか, 調整役となるのか, あるいは例外的な場合として補完的な役割を担うのか, ②集団としての学生の成績判定・評価に関わるのか個々の学生のそれら

に關与するのか、その際どのような学業成果に基づいて判断するのか。

QAA はまた、以下の諸点に関する学外試験委員の権限の範囲について明示すべきだとしている。①教育プログラムについて評価対象となるもの（学生の学業達成についての証拠資料を含む）を入手・閲覧すること、②学内試験委員による評価結果を覆したり採点を修正すること、③学外試験委員が精査する学生の学業成果のサンプルを取り出す方法と範囲の決定、④学生の学業成果について再度の採点要求、⑤口頭試問（viva voce examination）の実施に際してのその性格の決定と受験候補者の選択、⑥学生集団全体の評価結果のうちどの範囲まで補正するかについての決定、⑦学生による不正事件に関わる決定への参画。なお QAA は、学外試験委員が果たすべきその他の役割を定め、かれらにその権限を与えるのは大学・高等教育機関の自由裁量だとしている。

勧告 3 学生の優等学位取得者等級分類一覧（mark lists）や普通学位取得者一覧（pass lists）および類似資料の公刊に先だって、大学・高等教育機関は学外試験委員に対し、かれらが精査するよう求められた学生の成績に関する評価結果を裏書きするよう要求すべきこと。

勧告 3 に関し QAA は、大学・高等教育機関が以下の諸点について注意深く検討すべきだとしている。①学位取得者一覧、採点済み答案その他類似の文書資料に付された学外試験委員の署名の重要性、およびそのことを学外試験委員に対し明確に伝えること、②学外試験委員が評価結果の裏書きに同意しない場合、大学・高等教育機関はどう事態を収拾するのか。QAA のみるところでは、現状では学外試験委員の署名の重要性に関して慣行上大きな相違があるので、大学・高等教育機関は、試験委員会ないし学位・資格授与委員会の決定を裏書きするよう指示することに加え、かれらの署名がどれ程の重要性をもつのかその度合いについて学外試験委員に知らせる必要があるとしている。すなわち、かれらの署名の有無は③学生の学業成績や学位・資格の授与についてのさらなる審査過程への移行を制限しうるものなのか、④それまでの評価過程が大学・高等教育機関の規定に

したがって実施されてきたことを示すものとして理解するものなのかどうか。

## 6. 学外試験委員の選任

学外試験委員の選任における良き慣行は、当該高等教育機関の評議会等（a senior academic body）が、直接的であれ間接的であれ、委員の選任に責任をもってあたるなかで形成されてゆく。こうした観点から QAA は、大学・高等教育機関の評議会等が①学外試験委員候補者の選任基準が選任にあたる教師陣全員の手にわたり理解されるよう、そしてまた②選考が効果的かつ厳正に実施されるよう留意すべきだとしている。

勧告 4 大学・高等教育機関は、学外試験委員の推薦（nomination）や任命（appointment）および任期終了以前の契約解消に関して、明確な方針と規定を定めるべきこと。

勧告 4 に関しては、学外試験委員の採用人数や配置に責任を負っているのは個々の大学・高等教育機関であり、QAA は各機関がその責任を果たすに際し注意深く検討すべき事項として以下の諸点を列挙している。①学外試験委員の推薦と任命にあたって参考にすべき基準の開発（必要な場合には関係する専門職団体と協議しながら）、およびそれらの基準が遵守されているかどうかについての監督、②学外試験の経験がまったくないか、ほとんど持たない委員を推薦する場合の基準の開発、③任命期間の特定（通常、3年から5年とされている）、④学外試験委員の推薦・任命にあたっては書類選考を含め然るべき過程を踏むこと、⑤推薦・任命に際しては機関レベルでの承認手順を設けること、⑥特定他機関の学科等との互恵的な任命の仕方は避けること、⑦学外試験委員の名簿と期間について、大学・高等教育機関として責任をもって記録を残すこと、⑧任期終了以前に辞任する場合の基準と手順を設けること。なお QAA は、ある教育プログラムないしその一部分に複数の学外試験委員を任命する場合には、新委員に対するガイダンスがスムーズに行えるように、時期をずらして段階的に委員を任命してもよいとしている。

勧告5 大学・高等教育機関は、学外試験委員を任命するに際して、かれらが契約条項に規定された責任を履行する十分な能力を有しているかどうか確認すべきこと。

勧告5についてQAAは、大学・高等教育機関が学外試験委員を任命するにあたっては、かれらの職務遂行能力を証拠だてる基準を開発しそれらに準拠すべきだとし、一般に①当該の専門学問領域とその評価に関して、学問上ないし専門職上の然るべき水準の知識および経験を有しているか、②当該専門学問領域に従事している同僚・同業者の尊敬を受けるに足る能力を有しているか、③学外試験委員としての経験を有していないという理由から、その他の点では十分な資格を持った候補者を排除していないか、について検討すべきだとしている。

勧告6 大学・高等教育機関は学外試験委員の任命に先だって、両者の間に利害関係をはらむ潜在的可能性があるかどうかについて確認し、ある場合には問題をあらかじめ解決しておくべきこと。

勧告6に関しQAAが、大学・高等教育機関が検討すべき事項として挙げている点は以下のとおりである。①候補者が学外試験委員の任をいくつまで兼任できるのか、②何度まで再任を認めるか、またその間の時期をどうするか、③当該の大学・高等教育機関ないしその教師陣、教育プログラム、学生と直接の利害関係や結びつきを有するような候補者を回避する方策をどう考え、そうした候補者を任命せざるをえない場合、利害関係から生じる問題にどう対処するのか、④かつて当該機関の教師や学生であった候補者を任命する場合、何年の時間の経過が必要だとするのか、⑤特別な場合を除き特定の学科との間の互恵的な任命を回避する方策をどう考えるのか、⑥ある学外試験委員の後任に同一の大学・高等教育機関に所属する候補者を任命することを認めるかどうか。なおQAAは、学外試験委員候補者の数がきわめて限られている学問領域の場合、通常の方針の例外として取り扱うことが考えられるが、その際の例外規定についても検討しておくべきだとしている。

勧告7 大学・高等教育機関は、学外試験委員がその責任を効果的に果たすことができるかどうかについて判断しうよう、候補者に対して確実に十分な情報を提供すべきこと。

勧告7に関してQAAは、学外試験委員の役割について大学・高等教育機関と学外試験委員の両者が共通の理解をもったうえで委員の任命手続きに入れるように、大学・高等教育機関が候補者に対しどのようにして十分な資料を文書で提供するか注意深く検討すべきだとし、そうした資料に含まれるべき情報の例として以下の諸点を挙げている。①試験委員会や学位・資格授与委員会の構成と運営に関する大学・高等教育機関の方針、手順、規定についての概要、②学外試験委員の一般的な役割、③機会均等についての大学・高等教育機関の基本方針、④教育プログラムやユニットの情報および学外試験委員が責任を担うことになるそれらの評価に関する情報、⑤手当の額、費用、任期、会合の日時などの契約事項、⑥教育の質の保証、教育水準、教授と学習、機会均等など関連事項についての大学・高等教育機関の方針と手順、⑦試験委員全体との関係における学外試験委員の役割とその自由裁量の範囲。

## 7. 学外試験委員の研修・訓練

学外試験委員がその役割と責任を十全に果たすためには然るべき準備がいるわけであり、QAAは大学・高等教育機関が責任をもってその準備にあたるべきだとしている。

勧告8 大学・高等教育機関は、学外試験委員がその責任を理解し遂行しうよう、かれらに対して適切な準備を行うべきこと。これには学外試験委員全員に向けての、学生の成績評価ならびに学外試験委員制度一般に関する方針についての文書での簡潔な説明に加え、個々の専門分野別の学位コースに関する資料の提供が含まれる。

その際、大学・高等教育機関は①学外試験委員が当該の大学・高等教育機関についてよく知る機会を提供するとともに、かれらが評価活動に従事すべく初めて当該機関を訪問するに先だって、学外試験委員の責任およびその他の事項について十



分に議論しておくべきであり、②これまで学外試験委員をまったくないしほとんど経験していない委員や、高等教育界以外から任命された委員については特別の支援を行う必要について検討すべきだとしている。

## 8. 学外試験委員の活動

QAAは教育水準の保証において学外試験委員が果たすべき役割をきわめて重視し、学外試験委員の任命を大学・高等教育機関に義務づけるよう提案している。

勧告9 大学・高等教育機関が授与する学位・資格に通ずるすべての教育プログラムないしその一部分について、少なくとも一人の学外試験委員が任命されるべきこと。

勧告9に関し、教育の水準確保を支援する学外試験委員の採用・任命にあたって、大学・高等教育機関が注意深く検討・考慮すべき事柄として示されているのは以下の諸点である。すなわち①学外試験委員の判断は学問領域別学位水準基票などの全国的な共通の水準の枠組みとどのように関わるのか、また然るべき適切な証拠資料によるかれらの判断はいかにして大学・高等教育機関に通知されるのか、②学外試験委員の人数とかれらが検討する学生の学業成績資料の量との関係、③学外試験委員が関与する学業関係資料は、学位・資格へと至る教育プログラムのある段階から次の段階へと移行する際のもののみなのかどうか、④学位・資格の授与に直接関わるというより、通常、進級の際にのみ要求される評価については別の異なるレベルの審査が必要なのかどうか、⑤多様な学問的内容をもった教育プログラムの場合に、一人以上の学外試験委員が必要かどうか、⑥複合的ないし学際的な教育プログラムの全体としての水準や一貫性を評価する際に学外試験委員はいかに関わるのか。

勧告10 大学・高等教育機関は、学外試験委員がその責任を遂行するうえで必要だと考えるような、学生の成績判定に関する証拠資料についてかれらと協議しておくべきこと。

学生の学業達成状況を評価・判定するメカニズムの中での学外試験委員の役割を特定するにあたって、大学・高等教育機関が注意深く検討すべき事項としてQAAは以下の諸点を挙げている。①学外試験委員は独自の判断で口頭試問を実施する権限を有するべきかどうか、②学外試験委員は、評価対象である教育プログラム履修学生と面談する権限を有するべきかどうか、③単に一定の試験問題やコースワークに答えるようには訓練を受けてこなかった学生の場合、学外試験委員にどのような証拠資料を提供するのか、④学外試験委員と学内試験委員との適切な会合の機会をどのように設けるのか、⑤学外試験委員に大学・高等教育機関への出席を求める場合、どのようにして事前の連絡を行うのか、⑥試験委員の会合や、教育プログラムについて検討する学位・資格の授与に関する委員会について、学外試験委員が出席すべき会合とそうでない会合をどう区分するのか。

勧告11 教育プログラムの実施に共同であるような場合、相手方の大学・高等教育機関が提供する教育プログラムについての学外試験の手順は、学位・資格授与権を有する大学・高等教育機関で採用されているのと同じないしそれに相当するものであるべきこと。その手順は明確に特定され、文書で示され、そして厳格かつ首尾一貫性をもって適用されるべきこと。

この勧告11は、複数の機関の連携・協力のもとに合同で教育プログラムを実施する場合について述べたものである。

## 9. 学外試験委員報告書

QAAは学外試験委員報告書について、学外試験委員は個々の大学・高等教育機関によって任命されるもので、その報告書は学内外における教育の質と水準の保証過程の重要な一部を構成する、と位置づけている。それゆえに各大学・高等教育機関は、学外試験委員報告書の様式や内容等について注意深く検討し、そのことを学外試験委員に対し明確に通知すべきだとしている。

勧告12 大学・高等教育機関は学外試験委員に対し、合意のうえでの一定の期日までに、学生の

成績評価過程と学業達成水準に関する意見および判断について報告書を準備するよう要求すべきこと。

学外試験委員報告書の作成と提出に際し、大学・高等教育機関が学外試験委員との間で確認しておくべき事柄としては、①報告書の提出時期、②報告書の公表範囲 (confidentiality)、③任期終了時における全体報告書 (an overview report) の提出、④学外試験委員が特定の重要事項や微妙な点に関わる問題について学長宛に提出する秘密文書 (a confidential report) の取り扱い、が挙げられている。

勧告13 大学・高等教育機関は、学外試験委員報告書の様式と内容について提示すべきこと。

大学・高等教育機関が明確に特定しておくべき事柄としては、①学外試験委員が自分の見解を述べるべき事項 (これらは任命に際して特定された学外試験委員の役割と義務に合致したものでなければならない)、②標準化された一定の様式を用いるのか、あるいはまた特定の項目を設けるのかどうか、③求められている様式や内容に学外試験委員が準拠しなかった場合の措置、の三点が挙げられている。

学外試験委員報告書の内容 (委員が意見と判断を表明すべき事項) については、個々の大学・高等教育機関の状況と必要に即して柔軟に考えられるべきだとしつつ、QAA は一般に以下の諸点が盛り込まれるよう例示して求めている。すなわち、①学生の学業達成水準、②学生の学業達成水準が当該の学位・資格の授与にどの程度適切なものかどうか、③評価のデザイン・構造・採点、④評価・試験の実施手順、⑤学外試験委員が判断を下すうえで必要な資料に十分アクセスできたかどうか、またそれらの資料を要求する権限を持っていたかどうか、⑥類似の教育コースを履修する他大学の学生と比較した時の学生の学業達成水準 (可能であれば)、⑦学外試験委員に関する方針・手順の一貫性および、それらと学外試験委員に要求された役割との整合性、である。

これらの諸点に加えて、⑧カリキュラムの目的・内容・開発、⑨学生の学業達成状況に影響を及ぼ

すような学習資源、⑩学生の学業達成水準を比較するための根拠・基準、⑪集団・群としての学生の強みと弱み、⑫学生の学業達成状況から窺える教授・学習方法の質も例として挙げられている。

## 10. 学外試験委員報告書の学内での取り扱い

QAA は学外試験委員報告書を、大学・高等教育機関が授与する学位・資格の質と水準を保証する過程での決定的に重要な要素だと位置づけており、それゆえに報告書は大学・高等教育機関の長である学長が受け取るべきだとしている。

勧告14 大学・高等教育機関は、学外試験委員報告書が学長か、あるいは学長の指名するこの件に関する特定の個人に宛てた公式文書として提出されるよう要求すべきこと。

勧告 15 大学・高等教育機関は、学外試験委員報告書に記載の意見や勧告について十分に検討すべきこと。そして、その検討結果は、実施に移された改善措置を含め公式に記録に残すべきこと。

学外試験委員報告書を学内でどのように取り扱うかに関し QAA は、考慮すべき事柄として、①報告書についての詳細な検討を行う手順、②報告書が指摘する意見や勧告とそれらに対する当該学科の回答両方を検討しその結果を記録に残すこと、③報告書の内容とその検討結果について試験・評価担当責任者に明確に認識させ、必要な場合には、改善措置をとった以後の変化をモニターすること、④報告書を受けてとられた改善措置を学外試験委員に知らせる際のフィードバックの様式を特定すること、を挙げている。加えて、報告書の意見や勧告が専門職団体の履修要件に関わる場合には、それらの点に関する改善措置を専門職団体に通知する必要も指摘している。

## 11. 学外試験委員へのフィードバック

勧告の最後は、大学・高等教育機関が学外試験委員報告書にどのように対応したのかについての、学外試験委員へのフィードバックの問題である。学外試験委員の貴重な意見や勧告を大学・高等教育機関がどのように真摯に受け止め、教育水準の

向上へ向けていかに活用したか。この点について学外試験委員にフィードバックし、そうすることによって学外試験委員制度のいっそうの効果的な運用をはかろうというわけである。

勧告16 大学・高等教育機関は、学外試験委員が一定の然るべき期間内に、実施に移された改善措置に関する事柄を含め、かれらが提示した意見や勧告に対する対応について確実に情報を得るよう配慮すべきこと。

大学・高等教育機関が学外試験委員に提供すべき事項内容としては、報告書についての検討の過程と内容、意見や勧告への対応措置、助言や勧告を受け入れなかった場合の明確な理由が挙げられている。

## 12. おわりに

以上、QAA 文書「学外試験委員制度」について紹介してきた。QAA による第三者教育評価を大学・高等教育機関の自律的・主体的な取り組みを重視した「負担の少ない軽やかな評価」へと転換させるに際し、QAA は伝統的な学外試験委員制度をあらためて見直し、それを新たな教育評価システムの中に再構築しようとして上記文書を取りまとめ公表したのであった。計16項目からなるその勧告およびガイダンスは、細かい点にまで踏み込んで具体的に学外試験委員制度の今後の方向性を提示した。古い歴史と伝統に根ざし、独自に発展させてきた学外試験委員制度を再発見し、新たな枠組みの中に位置づけ直そうというわけである。

最後に、これらの勧告のゆくえを含む、学外試験委員制度をめぐるその後の展開について簡単に触れておきたい。2002年3月、イングランド高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Council for England, HEFCE）は「高等教育における質と水準に関する情報」（Information on quality and standards in higher education）と題する報告書を公刊し、その中で学外試験委員報告書概要を毎年公表するよう各大学・高等教育機関に義務づけることとした。これを受けてQAA は、新たな教育評価システムへの転換という状況をも視野に入れながら、学長委員会

（Universities UK, UUK）や常設学長会議（Standing Conference of Principals, SCOP）と協議のうえ、学外試験委員制度をめぐるの一連のラウンドテーブルを開催することとした。ラウンドテーブルは2002年5月から7月にかけてバーミンガム、マンチェスター、ヨーク、ロンドンの各都市で開催され、大学・高等教育機関、継続教育機関、専門職団体、政策官庁、関連諸団体の代表など計263人が出席して議論に参加した。その際の議論の焦点やゆくえについては、大学・高等教育機関側の対応とともに、また今後の課題としたいが、こうして学外試験委員制度は、高等教育における質と水準の保証をめぐる問題の中心事項の一つとして、高等教育界あげての幅広い論議的となっていったのである。

（受稿日 平成16年5月31日）

[ABSTRACT]

Towards Reconstruction of External Examining  
in the UK Higher Education Quality Assurance System:  
with special reference to QAA's *Code of Practice for the Assurance of  
Academic Quality and Standards in Higher Education: External Examining*

YASUHARA Yoshihito\*

In the UK higher education system, quality assurance undergoes two processes, namely the institutions' internal quality assurance processes and the external quality assurance by the Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA). While the latter was recently introduced in the 1990s, the former has a centuries-old tradition in that universities and colleges of higher education in the UK have been autonomous, self-governing institutions and that each has been responsible for the quality and standards of its academic programs and awards.

This principle that each institution is responsible for the standards and quality of the education they provide and the awards they offer remains alive, and constitutes the premises of external quality assurance by the QAA. Each institution has its own procedures for assuring and enhancing the quality of its provision of education, and for satisfying itself that appropriate standards are attained.

Among several internal procedures for quality assurance, the most time-honored, unique British invention is the external examiners' system which was first introduced at the University of Durham in the 1830s. Since then, the external examining has been the primary safeguard of academic standards in higher education in the UK. In each higher education institution, several external examiners have been appointed and they have acted as independent and impartial advisors providing institutions with informed comment on the standards set and student achievement in relation to those standards.

After much trial and effort of external quality assurance such as Teaching Quality Assessment (TQA) and confronted with severe criticisms by institutions, QAA is now moving to the so-called "lighter touch" approach. In this process a new role of the old external examiners' system in a newly established national qualification framework is being sought.

This paper examines the directions and positions of the external examiners' system being taken by the QAA and also looks at the QAA's *Code of Practice for the Assurance of Academic Quality and Standards in Higher Education: External Examining*, January 2000.

---

\* Professor, Graduate School of Education, Hiroshima University